

注射用カリウム製剤の適応外使用についてのお知らせ

当院の臨床研究等検討チームで検討し、倫理委員会で下記の医療の提案が承認されています。

対象となる方から同意をいただくことに代えて、当院のホームページで情報公開をすることにより、投薬を実施しています。

なお、本件について同意されない場合でも、あなた自身への診療における不利益のないように努めます。

本内容に関して同意されない場合やご質問がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

記

- 【医療の内容】 注射用カリウム製剤の適応外使用による重症低カリウム血症の補正
- 【承認者】 新生会第一病院 院長
- 【承認日】 2025 年 7 月 31 日
- 【対象者】 基礎疾患があり輸液量の制限等が必要で、なおかつ重篤な低カリウム血症を呈しており、添付文書上の用法用量を遵守することが困難な低カリウム血症患者
- 【対象期間】 承認後から次回更新まで

【目的・意義】

低カリウム血症の補正においては、重篤な場合や内服薬が困難な場合に、注射用製剤が使用されます。

注射用カリウム製剤は添付文書上、40mEq/L 以下に希釈し、20mEq/hr を超えない速度で投与し、1 日投与量が 100mEq を超えないことと規定されています。しかし、基礎疾患等で輸液量の制限が必要であり、なおかつ重篤な低カリウム血症を呈する患者において、添付文書の規定を逸脱して使用することがあります。

当院では、使用にあたり妥当性を十分に検討してから適応外使用することを認めています。

【医療行為に伴う危険性】

高濃度の注射用カリウム製剤の投与により、予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心停止を起こすことがあるため、輸液ポンプ等で精密持続点滴を行い、原則として患者にモニターを装着し、定期的に血清カリウム値のモニタリングを行います。また、異常が認められた場合は速やかに減量もしくは中止し、適切に対処します。

【本診療の任意性と撤回の自由について】

この診療行為への同意は、患者さん自身の自由意思に基づくものです。ご不明な点やご心配な点がございましたら、ご遠慮なく下記の連絡先までお問い合わせください。この診療行為を希望されない場合でも、診療において不利益を被ることのないように努めます。

【お問い合わせ等の連絡先】

新生会第一病院 各診療科担当医師 電話 052-808-2100(代表)

以上